

# 契約事務の簡略化

～より良い適正な契約事務を行うために～

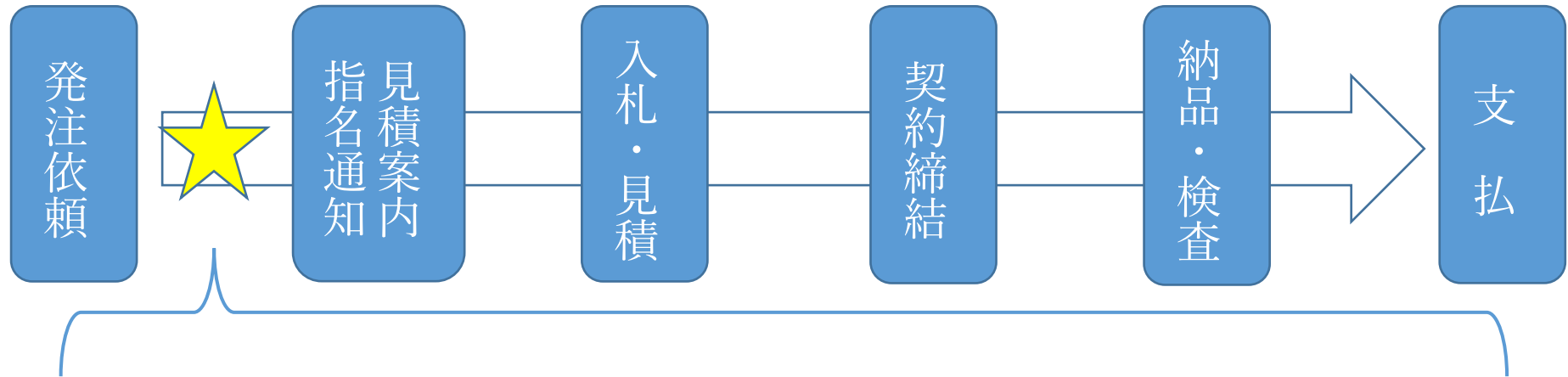
---

令和3年12月24日

契約監理室 契約課

小林 健一

## ① 契約事務のあらまし



### 仕様作成

#### 【工事】

- ・ 工事内容
- ・ 数量
- ・ 工事期間
- ・ 特記事項
- ・ など

#### 【物品】

- ・ 目的物
- ・ 数量
- ・ 納期
- ・ 納品場所
- ・ 納品形態
- ・ など

### 業者選定

#### 【共通】

- ・ 信用度
- ・ 市内優先
- ・ 公平な受注機会
- ・ など

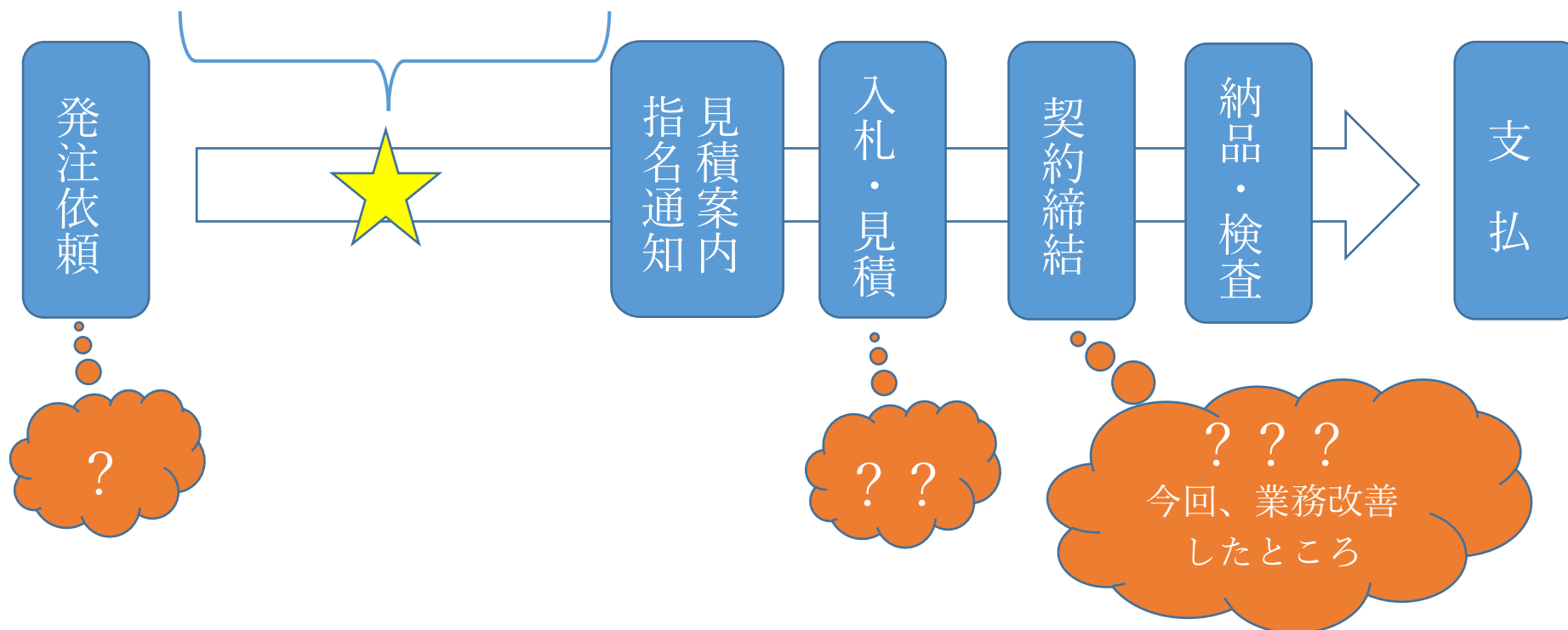
#### 【工事】

- ・ 施工能力
- ・ (技術力)
- ・ (技術者数)
- ・ など

#### 【物品】

- ・ 供給能力
- ・ (取扱有無)
- ・ (資格有無)
- ・ など

# 契約事務ではこの期間が最も大事！



## ① 契約書作成省略（請書対応）の基準引き上げ

請書対応の基準を引き上げ、契約書の押印手続きを削減。

## ② 契約書・請書のメール送信

市側は契約書・請書の作成時間を削減。落札業者は来庁機会の削減。

## ① 契約書作成省略（請書対応）の基準の引き上げ

	契約書	請書
目的	当事者間で契約内容を取り決め、債権債務の履行を確認するもの	契約内容について、受注者が発注者に対し請ける意思を表示するもの
形式	発注者・受注者ともに押印	受注者のみ押印

??? 請書対応の基準が工事は130万円以下なのに、どうして物品は40万円以下なのか・・・

?? 工事は随意契約ができる基準だけど、物品は随意契約ができる基準（80万円）じゃない・・・

? 地方自治法で決まっているわけじゃない。じゃあ、どうやって財務規則で決められたのか・・・

～ ということでちょっと調べてみました。一旦次ページへ～

令和3年12月16日現在

	10万円超～40万円以下	40万円超～80万円以下	80万円超	合計
今年度実績	231	96	119	446

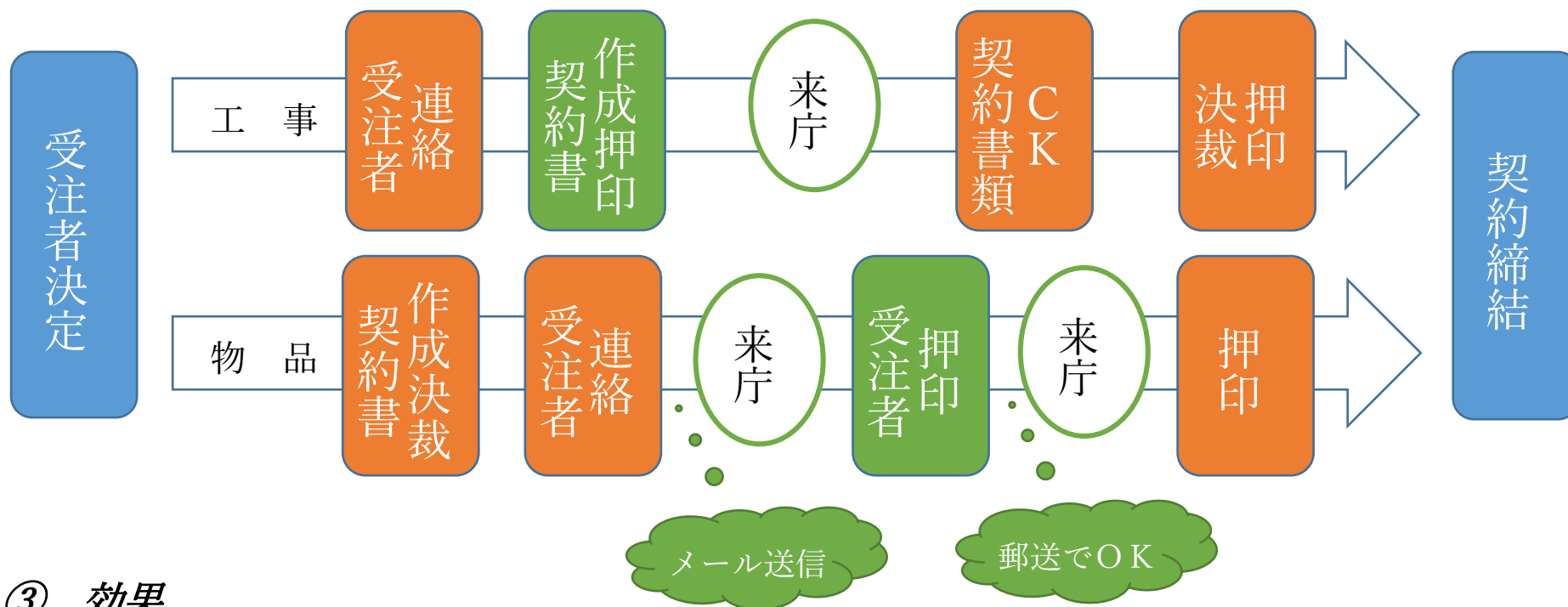
これまでの基準	請書（231）	契約書（215）	契約書の作成省略 96件
現在の基準	請書（327）	契約書（119）	

## 財務規則第 140 条に関する改正経緯

市規則の改正経緯	地方自治法施行令（少額随意契約限度額）の改正経緯																					
<p><b>佐世保市契約規則（昭和 36 年規則）</b></p> <p>第 5 条 次に掲げる場合は、契約書の作成を省略し、請書、登記承諾書、見積り並びに代金請求書その他をもってこれに代用することができる。</p> <p>① 請負契約で契約金額が <u>30 万円以下</u> のとき。</p> <p>② 財産に属する物件、労力その他を供給させる契約で、契約金額が <u>10 万円以下</u> のとき。</p> <p>③ 物品（財産以外の動産をいう。）に属する物件、労力その他を供給させる契約で、契約金額が <u>5 万円以下</u> のとき。</p> <p>④～⑦ 省略</p>	<p><b>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号</b></p> <p><b>【昭和 49 年政令第 203 号】</b></p> <p>地方公共団体が締結する契約のうち、随意契約によることができる場合として<u>売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が 30 万円を超えないもの</u>をするときを加えることとされた。</p> <p><b>【昭和 57 年政令第 240 号】</b></p> <p>地方公共団体が締結する契約のうち、別表第 3 の上欄に掲げる<u>契約の種類に応じて同表の下欄に定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない予定価格の契約を締結するとき</u>には、随意契約によることができるとされた。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">別表 3（現在「別表 5」）</th> <th style="width: 30%;">都道府県指定都市</th> <th style="width: 40%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td style="text-align: center;">250 万円</td> <td style="text-align: center;"><b><u>130 万円</u></b></td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td style="text-align: center;">160 万円</td> <td style="text-align: center;"><b><u>80 万円</u></b></td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td style="text-align: center;">80 万円</td> <td style="text-align: center;"><b><u>40 万円</u></b></td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td style="text-align: center;">50 万円</td> <td style="text-align: center;">30 万円</td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">30 万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: center;">100 万円</td> <td style="text-align: center;"><b><u>50 万円</u></b></td> </tr> </tbody> </table>	別表 3（現在「別表 5」）	都道府県指定都市	市町村	1 工事又は製造の請負	250 万円	<b><u>130 万円</u></b>	2 財産の買入れ	160 万円	<b><u>80 万円</u></b>	3 物件の借入れ	80 万円	<b><u>40 万円</u></b>	4 財産の売払い	50 万円	30 万円	5 物件の貸付け	30 万円		6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円	<b><u>50 万円</u></b>
別表 3（現在「別表 5」）	都道府県指定都市	市町村																				
1 工事又は製造の請負	250 万円	<b><u>130 万円</u></b>																				
2 財産の買入れ	160 万円	<b><u>80 万円</u></b>																				
3 物件の借入れ	80 万円	<b><u>40 万円</u></b>																				
4 財産の売払い	50 万円	30 万円																				
5 物件の貸付け	30 万円																					
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円	<b><u>50 万円</u></b>																				
<p><b>佐世保市財務規則（昭和 44 年規則第 9 号）</b></p> <p>第 140 条 第 138 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>① 工事又は製造の請負契約で契約金額が <u>50 万円以下</u> のとき。</p> <p>② 物件、労力その他を供給させる契約で契約金額が <u>30 万円以下</u> のとき。</p> <p>③～⑥ 省略</p>																						
<p><b>佐世保市財務規則（昭和 57 年規則第 46 号）</b></p> <p>第 175 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、別表 7 左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。</p>																						
<p><b>佐世保市財務規則（平成 2 年規則第 54 号）</b></p> <p>第 140 条 第 138 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。</p> <p>① 工事又は製造の請負契約で契約金額が <u>130 万円以下</u> のとき。</p> <p>② 物件、労力その他を供給させる契約で契約金額が <u>40 万円以下</u> のとき。</p> <p>③～⑥ 省略</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（少額随意契約）の規定による随意契約できる限度額を参考に改正</p> </div>																					

## ② 契約書・請書のメール送信

- ??? 工事担当は契約書を作成していないのに、なぜ物品担当は契約書・請書を作成しているのか・・・
- ?? 工事の業者さんは1回の来庁で済むのに、物品も同じようにできないか・・・
- ? 業者さんに様式のデータを送ることで対応できないか・・・



## ③ 効果

- (1) 契約書や請書を必要部数打ち出して作成する手間がなくなった。契約書類の作成時間が削減できた!
- (2) 請書の作成件数が増えた(契約書の作成件数が減った)ことにより、押印手続きの時間が削減できた!!
- (3) 受注者も来庁する機会が減り、時間の節約など受注者側の事務負担の軽減に繋がった(ものと思います)。

【削減時間】 (1) 59時間 (物品: 119件×10分+327件×5分・印刷: 5件×10分+130件×5分)

合計 75時間 (2) 16時間 (96件×10分)